

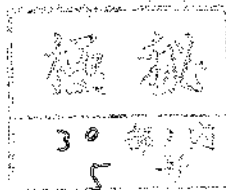
請求権問題解決の中心を清協力に開き日本側案

韓国側案

37 37
12 12
21 10

秘密指定解除

公文書監理室



4

請求権問題解決および経済協力に関する日本側案

(昭和37年12月10日後宮アジア
局長より裴大使に手交)

日本国と大韓民国との間の請求
権解決及び経済協力に関する協
定要綱(抜萃)(案)

(前文)

日本国政府及び大韓民国政府は、サン・フランシスコで署名された日本国との平和条約第4条(2)項に規定された請求権問題を最終的に解決することを希望し、また日本国政府が大韓民国の経済の開発、発展に寄与することを希望して、次のとおり協定した。

(第1)

日本国は、-----アメリカ合衆国ドルに等しい円の価値を有する日本国の生産物及び日本人の役務を、この協定の効力発生の日から-----年の期間内に無償経済協力として大韓民国に供与するものとする。

(第2)

日本国は、-----アメリカ合衆国ドルに等

1978

しい円の額までの貸付を、この協定の効力発
生の日から――一年の期間内に有償経済協力
として大韓民国に供与するものとする。

(第3)

日本国及び大韓民国は、本協定の締結によ
り、サン・フランシスコで署名された日本国
との平和条約第4条の問題が最終的に解決さ
れたことを認める。

(注) 協定文作成の段階においては、上記各
項のほか、供与方式の細目規定や批准条
項等を含め法律技術上の所要事項を書き
加えることになる。

請求権問題解決および経済協力に関する韓国側案

(昭和37年12月21日の日韓予備交渉
第20回会合において韓国側より提出)

(題目)

「大韓民国と日本国間の請求権解決および
経済協力に関する協定」(抜萃)(案)

(協定題目は日本側案を受諾)

(前文)

大韓民国と日本国は、第二次世界大戦終結
により発生した両国間の請求権問題の解決と、
両国間の経済協力の増進を希望し、次のよう
に協定する。

第1条

大韓民国政府と日本国政府は、次のよう
な措置をとることに合意する。

- (1) 日本国は———アメリカ合衆国ドルと
同等の円の価値をもつ日本国の生産物お
よび日本人の役務を、本協定の効力発生
日から———年の期間内に大韓民国に提
供する。

(2) 日本国は———アメリカ合衆国ドルと同等の円の額数の借款を本協定発効の日から———年間の期間内に大韓民国に提供する。(海外経済協力基金によるもの)———(2億ドル分)

(3) 日本国は———アメリカ合衆国ドルと同等の円の額数以上の借款を本協定発効日から———年の期間内に大韓民国に提供する。(輸出入銀行によるもの)———(7億ドル以上の分)

(4) 大韓民国と日本国は、本協定の締結により、第二次世界大戦終結により発生した両国または両国民間の請求権問題が最終的に解決されたことを認める。

(注)

1. 請求権および経済協力問題解決の原則が、「基本関係条約」中に挿入されなければならぬ。
2. 第1条(1)項の「生産物」は、主に資本財

を意味するもので、韓国政府が要請する場合には、日本のその他の生産物でなし得ることを、本協定の別の条項で規定するという条件のもとに、「日本国の資本財」の代わりに、「日本国の生産物」という表現を受諾する。

3. O A バランス問題は、本協定内または合意議事録もしくは交換公文で規定することにする。

4. 協定文作成の段階においては、上記各項以外に、提供方式の細目規定、批准条項などを含む法律技術上の所要事項等を付け加える。

5. 韓国側案の「提供」という表現は、日本側では、「供与」としても可。